

臨時代理報告第12号

鳥栖市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について

鳥栖市教育委員会事務局事務専決規程について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月12日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

鳥栖市教育委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令案の概要

- 1 改正の理由
放課後児童クラブ支援室の設置等に伴うもの
- 2 改正の内容
放課後児童クラブ支援室の設置等に伴い、用語の意義を整理し、室長補佐を追加するとともに、専決及び代決について整理する。
- 3 施行日
令和5年7月1日

鳥栖市教育委員会事務局事務専決規程の一部を改正する訓令

鳥栖市教育委員会事務局事務専決規程（昭和48年教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規程の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第2条～第4条 略</p> <p>(代決) 第5条 略 2 略 3 課長の専決事項の代決は、次のとおりとする。</p>	<p><u>(用語の意義)</u> 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 決裁 教育長の権限に属する事務について、教育長又はその補助機関が最終的に意思決定することをいう。</u> <u>(2) 専決 教育長の権限に属する事務を常時教育長に代わり決裁することをいう。</u> <u>(3) 代決 教育長又は専決権者が不在の場合において、あらかじめ認められた範囲内で、それらの者に代わり決裁することをいう。</u> <u>(4) 部 鳥栖市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教委規則第2号。以下「規則」という。）第2条に規定する部をいう。</u> <u>(5) 部長 前号に規定する部の長をいう。</u> <u>(6) 課 規則第2条に規定する課をいう。</u> <u>(7) 課長 前号に規定する課の長をいう。</u> <u>(8) 係 規則第2条に規定する係をいう。</u> <u>(9) 係長 前号に規定する係の長をいう。</u> 第3条～第5条 略 <u>(専決の制限)</u> 第6条 専決者は、この規程に定める専決事項であっても次の各号のいずれかに該当する事項は、上司の決裁又は指示を受けなければならない。 <u>(1) 異例であると認められるもの</u> <u>(2) 先例となると認められるもの</u> <u>(3) 紛議論争があるもの又は将来その原因となるおそれがあるもの</u> <u>(類推による専決)</u> 第7条 専決者は、この規程に専決事項として定められていない事項であっても、その内容によって専決することが適当であると認められるものは、この規程に準じて専決することができる。 (代決) 第8条 略 2 略 3 課長の専決事項の代決は、次のとおりとする。</p>

<p>(1) 課長が不在のときは、課長補佐が代決する。この場合において、課長補佐を2人以上置く課にあっては、当該課長があらかじめ事務に応じて代決順位を定めておくものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(代決の制限)</p> <p><u>第6条</u> 代決の権限を有する者は、<u>前条</u>に規定する場合であっても重要な事項又は異例若しくは疑義のある事項については、代決することができない。</p> <p>(代決後の手続)</p> <p><u>第7条</u> <u>第5条</u>の規定により代決した事項は、速やかに決裁権者の閲覧に供さなければならない。ただし、定例的なものその他軽易な事項については、この限りでない。</p>	<p>(1) 課長が不在のときは、課長補佐 <u>(室長補佐を含む。以下同じ。)</u> が代決する。この場合において、課長補佐を2人以上置く課にあっては、当該課長があらかじめ事務に応じて代決順位を定めておくものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p><u>(代決の特例)</u></p> <p><u>第9条</u> <u>前条</u>に規定する代決権者が不在のため、その事務を代決することができない場合は、それぞれ該当する上司の決裁を得ることによって代決されたものとみなし、これを処理することができる。</p> <p>(代決の制限)</p> <p><u>第10条</u> 代決の権限を有する者は、<u>第8条</u>に規定する場合であっても重要な事項又は異例若しくは疑義のある事項については、代決することができない。</p> <p>(代決後の手続)</p> <p><u>第11条</u> <u>第8条</u>の規定により代決した事項は、速やかに決裁権者の閲覧に供さなければならない。ただし、定例的なものその他軽易な事項については、この限りでない。</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

